

【注意】
A 3 両面印刷で
提出してください
印刷できない場合は
当社リース契約店に
お問い合わせください

犯罪収益移転防止法に係る変更・追加通知書

年 月 日

ひろぎんリース株式会社 御 中

(代表者様 もしくは 窓口担当者様) 住 所

会 社 名

氏 名

窓口担当者様が申告される場合は、所属部署のご住所、
および窓口担当者様のお名前をご記入ください。

今般、犯罪収益移転防止法に基づいて申告していた内容に変更が生じたので、通知致します。

記

□ 1. 取引を行う目的の追加

該当する□に✓印をご記入ください。

リース取引	☐ 業務用設備	☐ 業務外設備
金融取引	☐ 事業資金融資	
宅地建物取引	☐ 売買	

□ 2. 実質的支配者の変更または追加（注 1）

過去に申告頂いた実質的支配者に変更となった場合は「変更」、実質的支配者が新たに追加となる場合は

「追加」に✓印をつけ、各項目をご記入ください。

①	□変更 □追加	実質的支配者の属性	☐ 個人 ☐ 国、地方公共団体またはその子会社 ☐ 上場会社または上場会社の子会社		
		フリガナ		生年月日 (注 2)	西暦 年 月 日
		氏名/名称		外国 PEPs に 該当(注 3)	☐ する ☐ しない
		住 所			
		ご契約者様との関係	☐ ①議決権の 25%超を有する (他に 50%超を有する別の個人株主がいる等の実質的支配を否定する特段の事情なし) ☐ ②収益の配当又は財産の 25%超の分配を受ける権利を有する (50%超の分配権を有する別の個人がいる等の実質的支配を否定する特段の事情なし) ☐ ③出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する ☐ ④法人の代表者		

--	--	--

②	□変更 □追加	実質的支配者の属性	☐ 個人 ☐ 国、地方公共団体またはその子会社 ☐ 上場会社または上場会社の子会社		
		フリガナ		生年月日 (注 2)	西暦 年 月 日
		氏名/名称		外国 PEPs に 該当(注 3)	☐ する ☐ しない
		住 所			
		ご契約者様との関係	☐ ①議決権の 25%超を有する (他に 50%超を有する別の個人株主がいる等の実質的支配を否定する特段の事情なし) ☐ ②収益の配当又は財産の 25%超の分配を受ける権利を有する (50%超の分配権を有する別の個人がいる等の実質的支配を否定する特段の事情なし) ☐ ③出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する ☐ ④法人の代表者		
③	□変更 □追加	実質的支配者の属性	☐ 個人 ☐ 国、地方公共団体またはその子会社 ☐ 上場会社または上場会社の子会社		
		フリガナ		生年月日 (注 2)	西暦 年 月 日
		氏名/名称		外国 PEPs に 該当(注 3)	☐ する ☐ しない
		住 所			
		ご契約者様との関係	☐ ①議決権の 25%超を有する (他に 50%超を有する別の個人株主がいる等の実質的支配を否定する特段の事情なし) ☐ ②収益の配当又は財産の 25%超の分配を受ける権利を有する (50%超の分配権を有する別の個人がいる等の実質的支配を否定する特段の事情なし) ☐ ③出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する ☐ ④法人の代表者		

(注 1) 次に従い、「個人」、「国」、「地方公共団体」、「上場会社」、「国・地方公共団体・上場会社の子会社」の中から該当する実質的支配者の方をご申告ください。

◆株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等の、「資本多数決法人」に該当するご契約者様の場合

- ①「直接」「間接（※ 1）」または「直接および間接」に 25%を超えるご契約者様の議決権を有している方
(事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合（※ 2）を除きます。また 50%を超える議決権を「直接」、「間接」または「直接および間接」に有している方がいる場合は、その方のみが該当します。)
- ②上記①に該当する方がいない場合、出資、融資、取引その他の関係を通じてご契約者様の事業活動に支配的な影響力を有している方
- ③上記①②に該当する方がいない場合は、ご契約者様の代表者の方

◆一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、合名会社、合資会社、合同会社等の、「資本多数決法人以外の法人」に該当するご契約者様の場合

- ①次の i に該当する方、ii に該当する方、若しくは「 i と ii 両方」に該当する方（全員をご申告ください。)
- i ご契約者様の事業から生じる収益の 25%を超える配当、または当該事業に係る財産総額の 25%を超える財産の分配を受ける権利を有している
(事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合（※ 2）を除きます。また、事業から生じる収益の 50%を超える配当、もしくは事業に係る財産の総額の 50%を超える財産の分配を受ける権利を有している方がいる場合は、その方のみが該当します。)
- ii 出資、融資、取引その他の関係を通じてご契約者様の事業活動に支配的な影響力を有している（※ 3)
- ②上記①に該当しない場合はご契約者様の代表者の方

(※1) 「50%超の議決権を保有する法人」を通じて「ご契約者様の議決権」を保有すること（その法人が保有する議決権割合で判断します）

(※2) 次の例の様な場合が該当します。

- ・ご契約者様の従業員持株会や、信託勘定を通じてご契約者様の議決権の 25%超を保有している信託銀行等
- ・病気等により支配意思または支配能力を欠いている方
- ・被後見人で、支配意志または支配能力を欠いている方

(※3) 次の例の様な場合が該当します。

- ・ご契約者様の創業者一族等で、支配的な影響力を有している
- ・大口債権者・大口取引先等であり、ご契約者様の意思決定の際に稟申等を受ける立場にある
- ・ご契約者様の株主や出資者その他の方の親族後見人等で、支配的な影響力を有している
- ・ご契約者様の意思決定機関（経営陣）の過半を上場企業が派遣している

(注2) 生年月日は、実質的支配者が個人の場合のみご記入ください。

(注3) 外国 PEP s 欄は、実質的支配者が個人の場合のみご記入ください。
なお、外国 PEPs（外国で重要な公的地位にある者等）とは、外国において、以下の職に就いている方・過去就いていた方、これらの方の家族（※）があてはまります。

- ・元首、日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

(※) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます）、父母、子および兄弟姉妹、配偶者の父母および子

以 上